

各位

愛知県 都市・交通局 都市基盤部
都市計画課 盛土対策室長

盛土規制法に係る説明会の開催について（通知）

平素は、本県の土地利用行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、盛土等に伴う災害から人命を守るため、令和5年5月に宅地造成及び特定盛土等規制法（通称、「盛土規制法」）が施行されており、本県（政令指定都市、中核市を除く）では令和7年5月9日からの運用開始を予定しています。

運用開始に向けて、盛土規制法に関わりのある団体の方を対象とした説明会を下記のとおり開催いたしますので、関係各位のご出席をお願い申し上げます。

記

1 開催方法

説明会は4回開催し、全てオンライン配信（Microsoft Teams を使用）で行います。

- ・説明会1及び2は、主に事業者、施工者、調査設計者向けの説明となります。
- ・説明会3及び4は、主に申請書類作成者、不動産取引関係者向けの説明となります。

2 開催日時及び説明内容

	説明会1、説明会2 (事業者、施工者、調査設計者向け)	説明会3、説明会4 (申請書類作成者、不動産取引関係者向け)
開催日	説明会1：令和6年12月9日(月) 説明会2：令和6年12月10日(火)	説明会3：令和6年12月23日(月) 説明会4：令和6年12月24日(火)
開催時間	14:00 から 16:00 まで (約 120 分)	14:00 から 15:30 まで (約 90 分)
説明内容 (予定)	<ul style="list-style-type: none">・法の概要・規制区域・申請手続き・許可基準(技術的基準を重点に説明)・工事完了までの流れ・建設発生土の利用と適正処理 設計や施工に関する留意事項を重点に説明いたします。	<ul style="list-style-type: none">・法の概要・規制区域・申請手続き(留意事項を重点に説明)・許可基準・工事完了までの流れ 申請書類作成に関する留意事項を重点に説明いたします。説明会1, 2よりも短時間となります。

当日の資料及び接続 URL については、説明会までにメールで送付いたします。

資料は、全説明会で同じ資料となります。

また、説明会終了後に、当日の資料及び説明動画を都市計画課 Web ページで公開する予定です。

3 参加の申し込み

11月19日(火)までに以下の申込フォームにより参加の申し込みを行ってください。

※ 通信環境の保持のため、参加者多数の場合は締め切り前に受付終了とさせていただきますのであらかじめご了承ください。

※ 参加は各会社1回までとし、複数回での申し込みはお控えください。

※ 複数名で参加の場合は、代表者のみの申し込みとし、当日は複数回線での接続はお控えください。

○申込フォーム <https://forms.office.com/r/sGmSfbnP5k>

○QRコード



担 当 盛土規制グループ（溝口、吉田）

電 話 052-954-6119(ダイヤルイン)

電子メール morido@pref.aichi.lg.jp